

○大府市国際交流協会事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多文化共生の推進及び国際交流の振興を図るため、予算の範囲内において交付する大府市国際交流協会事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、大府市国際交流協会（以下「協会」とする）とする。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、協会が行う多文化共生及び国際交流に係る事業（以下「交付対象事業」という。）とする。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内とする。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金の交付時期は、当該年度の協会の事業計画に基づき市長が定めるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長がその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象経費		内容
賃金		事業を行うために必要な人件費
報償費		事業に係る講師等への謝礼、記念品等
旅費		講師、出演者等の旅費その他事業を行うために必要な旅費
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する経費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	食糧費	出演者等の飲食物経費又は事業を行うために直接必要とされる食糧費（団体の構成員分を除く）
	印刷製本費	事業で使用するポスター、パンフレット、広報誌等の印刷製本に要する経費
	燃料費及び光熱水費	事業を行うために必要な燃料費及び光熱水費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
役務費		事業を行うために必要な通信運搬費、手数料又は保険料
委託料		案内誘導、看板設置、駐車場整理、舞台設営、託児等の委託料
使用料及び賃借料		事業を行うために必要な場所、自動車、機器、著作権等の使用料又は借上料及び有料道路通行料
備品購入費		事業で使用する備品等の購入費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
負担金		事業を行うために必要な研修負担金
その他		上記以外の経費で、事業の実施に必要と認められる経費